

岩手県光化学オキシダント注意報発令時等対策要綱

(目的)

第 1 この要綱は、光化学オキシダントに係る緊急時において、大気汚染防止法（昭和 43 年法律第 97 号）第 23 条の規定に基づき知事がとるべき措置に関して必要な事項を定めることを目的とする。

(測定場所)

第 2 光化学オキシダントの測定場所（以下「測定局」という。）は別表 1 のとおりとする。

(汚染・気象状況の把握)

第 3 知事は、光化学オキシダントによる汚染の状況を的確に把握するとともに、必要に応じて盛岡地方気象台から気象状況に関する情報を収集するものとする。

(注意報の発令及び解除)

第 4 知事は、別表 2 の発令基準に達したときは、光化学オキシダント注意報（以下「注意報」という。）を発令するものとする。

なお、注意報を発令する区域は、基準に達した測定局ごとに別表 3 の区分のとおりとする。

2 知事は、別表 2 に定める解除基準に該当する場合は、注意報を解除するものとする。

(発令等の通知及び周知)

第 5 注意報の発令及び解除は、別に定める連絡系統に従い通知するとともに、速やかに一般住民、学校等関係施設及び関係機関にその周知を図るものとする。

(被害発生状況の把握)

第 6 光化学オキシダントが原因とみられる健康被害が発生したときは、知事は、速やかにその被害状況を調査把握するものとする。

(関係市町村の協力)

第 7 知事は、緊急時の措置を行うときは、市町村に対し必要な協力を求めるものとする。

(その他)

第 8 この要綱に定めるもののほか、この要綱の実施に関して必要な事項は別に定める。

附 則

- 1 この要綱は、平成 19 年 5 月 25 日から施行する。
- 2 この要綱は、平成 19 年 9 月 1 日から施行する。
- 3 この要綱は、平成 22 年 3 月 3 日から施行する。
- 4 この要綱は、平成 24 年 4 月 11 日から施行する。

別表 1

測定局名	所在市町村
津志田	盛岡市
芳町	北上市
水沢	奥州市
竹山町	一関市
横町	宮古市

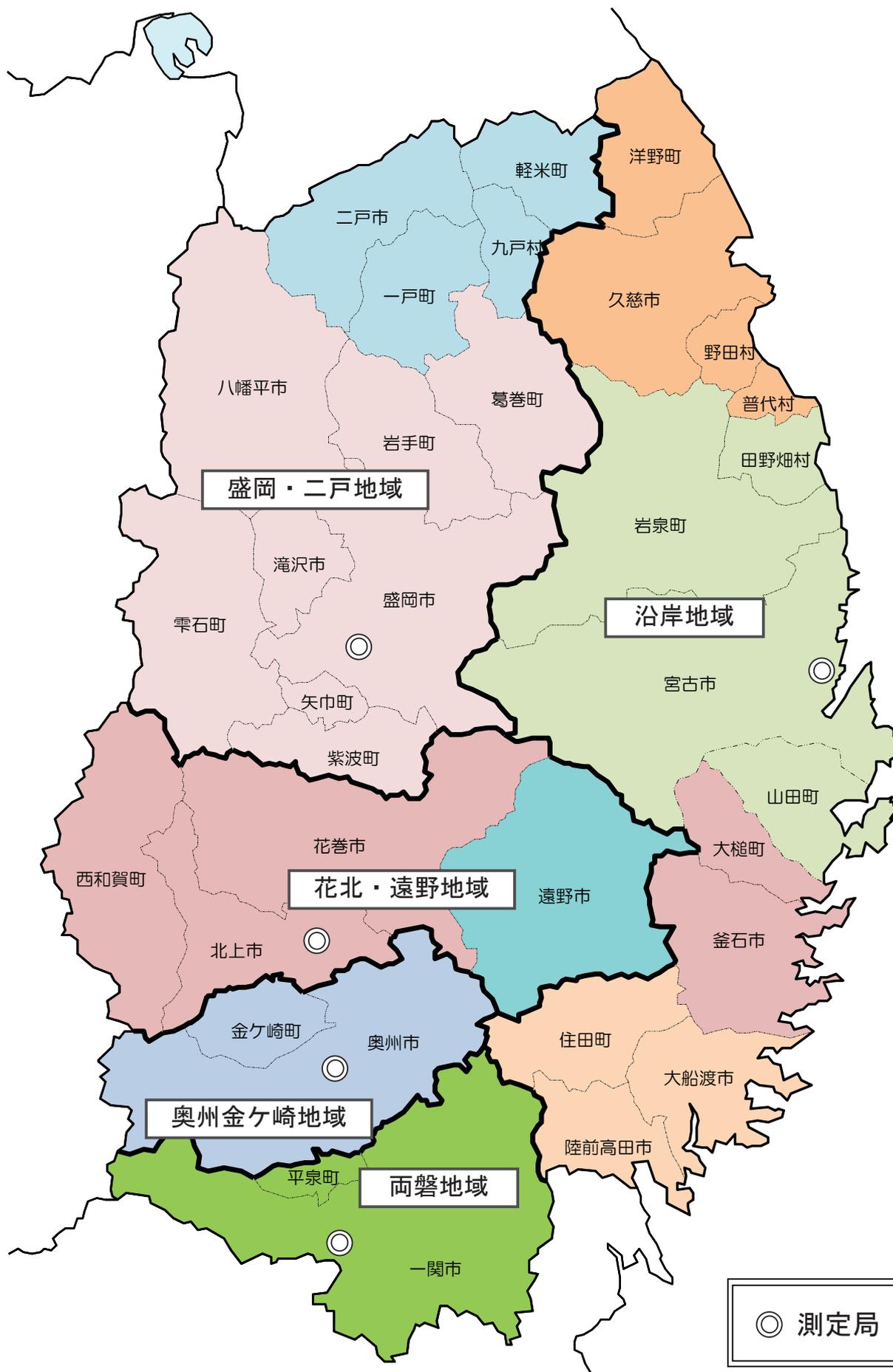
別表 2

発 令 基 準	測定局において、光化学オキシダント濃度の1時間値が0.12ppm以上となり、かつ、気象条件からみて、当該大気汚染の状態が継続すると認められるとき
解 除 基 準	光化学オキシダント濃度の1時間値が、発令された区域内の測定局において発令基準未満の状態となり、かつ、気象条件からみて再び発令基準の濃度を上回るおそれがないと認められるとき

別表 3

基準に達した測定局	発令区域	発令地域名
津志田	盛岡市、二戸市、八幡平市、滝沢市、雫石町、葛巻町、岩手町、紫波町、矢巾町、軽米町、一戸町、九戸村の区域	盛岡・二戸地域
芳町	花巻市、北上市、遠野市、西和賀町の区域	花北・遠野地域
水沢	奥州市、金ヶ崎町の区域	奥州金ヶ崎地域
竹山町	一関市、平泉町の区域	両磐地域
横町	宮古市、大船渡市、久慈市、陸前高田市、釜石市、住田町、大槌町、山田町、岩泉町、洋野町、田野畑村、普代村、野田村の区域	沿岸地域

測定局の配置及び光化学オキシダント注意報発令区域



岩手県光化学オキシダント注意報発令時等事務処理要領

第1 目的

この要領は、岩手県光化学オキシダント注意報発令時等対策要綱（以下「要綱」という。）の円滑な実施を図るため、必要な事項を定めるものである。

第2 平常時における連絡体制

注意報発令時を除く平常時における、関係機関への光化学オキシダント対策に係る連絡等（被害発生を防ぐための一般的な注意事項やいわてモバイルメールの登録の徹底など）は、別記1のとおり実施するものとする。

なお、上記連絡にあたって、各系統の上位機関においては、下位機関における固有の注意事項などがある場合は、併せて連絡等を実施するものとする。

第3 高濃度情報の連絡

測定局においてオキシダント濃度の1時間値が0.10ppm以上になったときであって、注意報発令に至るおそれがあると認められる場合、高濃度情報の連絡を次の各号により行う。ただし、オキシダント濃度が急激に上昇し、直ちに要綱別表第2の発令基準に達するか又は達すると見込まれる場合は、この限りではない。

- (1) 環境生活部環境保全課（以下「環境保全課」という。）は、別記2の高濃度情報連絡機関（以下「高濃度情報連絡機関」という。）に対して、ファクシミリ及び電話で高濃度情報を連絡する。なお、閉庁日及び休日（以下「休日等」という。）における電話連絡は、各機関の緊急連絡先（原則として第一順位者）へ行う。
- (2) 高濃度情報連絡機関は、高濃度情報の連絡を受けたのち、注意報発令に伴い想定される事態に対応できるよう、準備体制を整えるものとする。
- (3) 環境保全課は、高濃度情報の連絡を行ったのち、注意報を発令せず、かつ発令に至るおそれがないと認められる場合は、終報の連絡を行う。

第4 注意報の発令及び解除の手順

要綱第4に定める注意報の発令及び解除（以下「発令等」という。）の手順は、別記3のとおりとする。

なお、要綱別表第2に定める発令等基準のうち、「気象条件からみて、当該大気汚染の状態が継続すると認められるとき」及び「気象条件からみて再び発令基準の濃度を上回るおそれがないと認められるとき」とは、盛岡地方気象台（以下「気象台」という。）から通報される大気汚染気象通報又はスモッグ気象情報その他要綱第3により実施する気象台との情報交換に基づき決定するものとする。

第5 発令等の通知及び周知の方法

要綱第5に定める発令等の通知及び周知は、別記4（平日）又は別記5（休日等）に定める系統に従い、次の各号に定める方法により行う。

- (1) 環境保全課は、別記4（平日）又は別記5（休日等）に定める発令等通知機関（以下「発令等通知機関」という。）に対し、ファクシミリにより通知を行うものとし、発令の場合は様式1、解除の場合は様式2により行う。

なお、別記4（平日）においては、高濃度情報連絡機関、広聴広報課、保健福祉企画室及び医療政策室、別記5（休日等）においては、環境保健研究センター及び気象台に対して、電話による連絡を併用する。

- (2) 環境保全課は、別記4（平日）又は別記5（休日等）に定めるモバイルメール周知対象機関に対して、いわてモバイルメールにより周知を図る。
- (3) (2)に関わらず、発令等通知機関が、独自に下位の機関に対し、別記1の系統に従い、発令等の周知を実施することを妨げない。
- (4) 環境保全課は、県民・事業者等に対して、いわてモバイルメール、県公式ホームページ（携帯版含む。）及び報道機関への公表を通じて周知を図る。

第6 休日等における緊急時体制の構築

休日等における緊急時体制の構築は、次の各号により行う。

- (1) 環境保全課及び環境保健研究センターは、休日等において測定局のオキシダント濃度の1時間値が0.10ppm以上になった場合、休日等担当職員は直ちに登庁するとともに、注意報の発令等を行うために必要な体制を構築するものとする。
- (2) 高濃度情報連絡機関（環境保健研究センター及び気象台を除く。）は、休日等において注意報が発令された場合、担当職員等は可及的速やかに登庁し、関係する機関や学校等関係施設において想定される事態に対応できる体制を構築するものとする。

第7 被害発生状況の把握の方法

被害発生状況の把握は、次の各号に定める方法により行う。

- (1) 住民や医療機関等から被害の通報を受けた機関は、様式3により被害状況を把握したのち、速やかに、別記4又は別記5の連絡系統により被害発生を電話連絡するとともに、様式3をファクシミリで報告する。
- (2) 学校・幼稚園・保育所等の施設で被害が発生した場合は、被害発生施設において様式3により被害状況を把握したのち、速やかに、別記4又は別記5の連絡系統により被害発生を電話連絡するとともに、様式3をファクシミリで報告する。
- (3) (1)又は(2)による報告を受けた関係機関は、速やかに、別記4又は別記5の連絡系統により被害発生を電話連絡するとともに、様式3をファクシミリで報告し、環境保全課まで伝達する。
- (4) 環境保全課は、必要に応じて関係機関や被害発生施設等と連絡調整を行い、被害発生状況の取りまとめ及び公表を行う。

第8 関係機関の分掌事務

関係機関の分掌事務は、別記6のとおりとする。

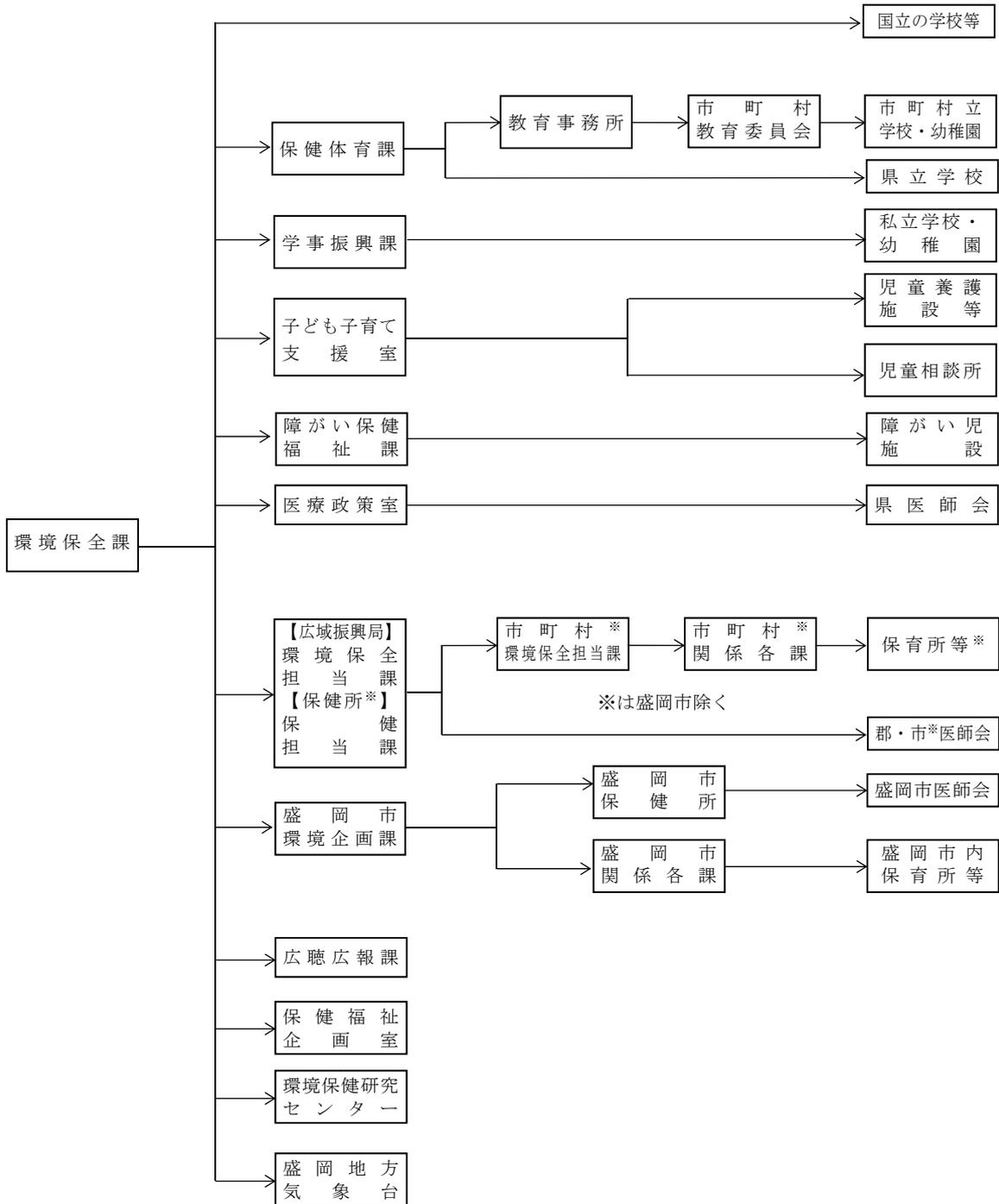
第9 関係機関の連絡先等

関係機関の連絡先等並びに休日等における担当職員及び連絡先等については、毎年度初めに環境保全課で取りまとめのうえ、関係機関に連絡するものとする。

附 則

- この要領は、平成19年5月25日から施行する。
- この要領は、平成20年4月16日から施行する。
- この要領は、平成21年4月15日から施行する。
- この要領は、平成22年4月1日から施行する。
- この要領は、平成26年4月1日から施行する。
- この要領は、平成29年4月1日から施行する。
- この要領は、平成31年4月1日から施行する。
- この要領は、令和2年4月1日から施行する。

平常時における光化学オキシダント対策に係る連絡系統

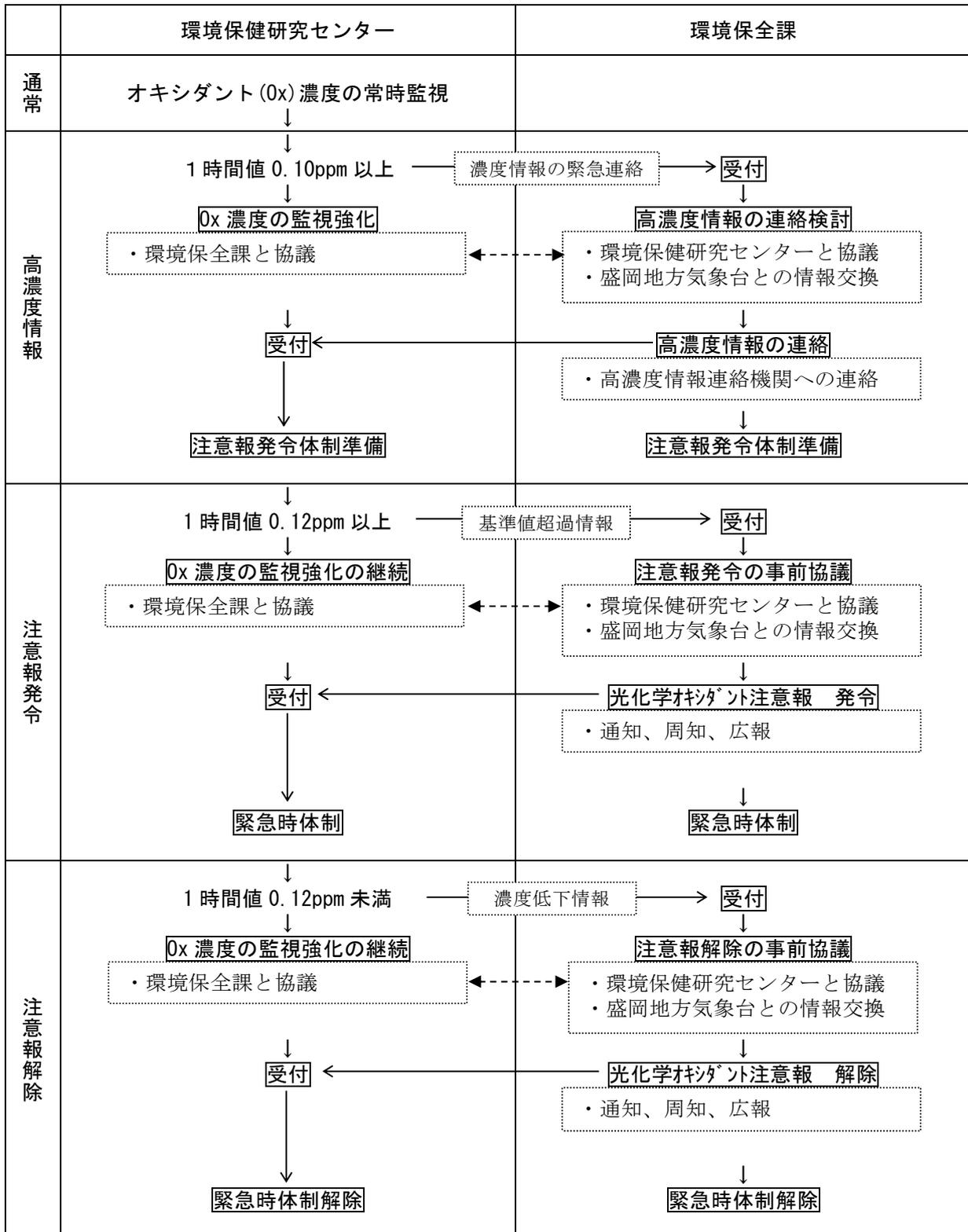


高濃度情報連絡機関

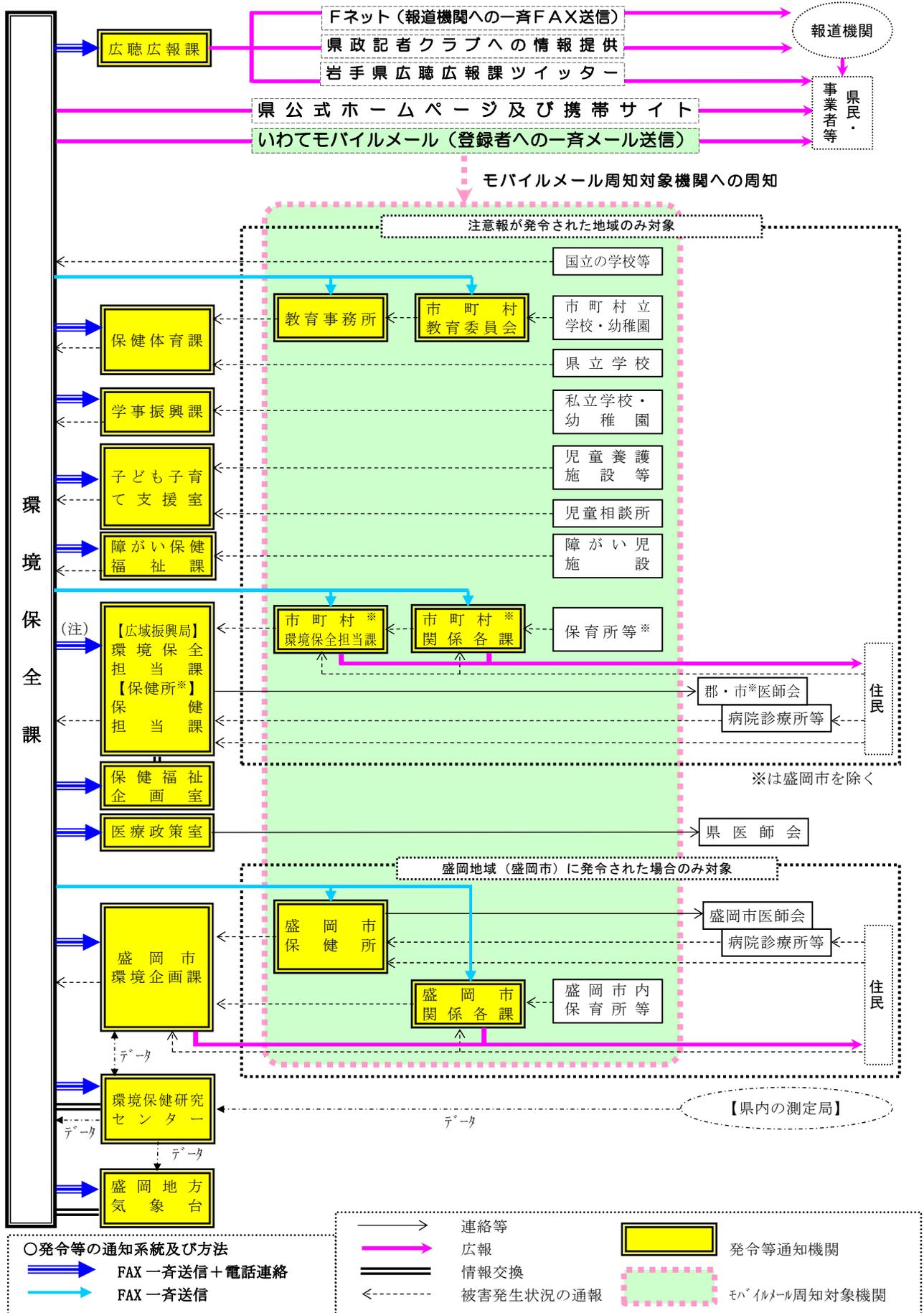
機関名
学事振興課
障がい保健福祉課
子ども子育て支援室
保健体育課
広域振興局保健福祉環境部、保健所（盛岡市保健所を除く）（注）
環境保健研究センター
盛岡市環境企画課
盛岡地方気象台

（注）高濃度情報の対象となる地域を管轄する本局又は行政センターに限る。（ただし、参考のため、ファクシミリ送信は対象地域に関わらず全ての本局及び行政センターへ行う。）

光化学オキシダント注意報の発令及び解除の手順

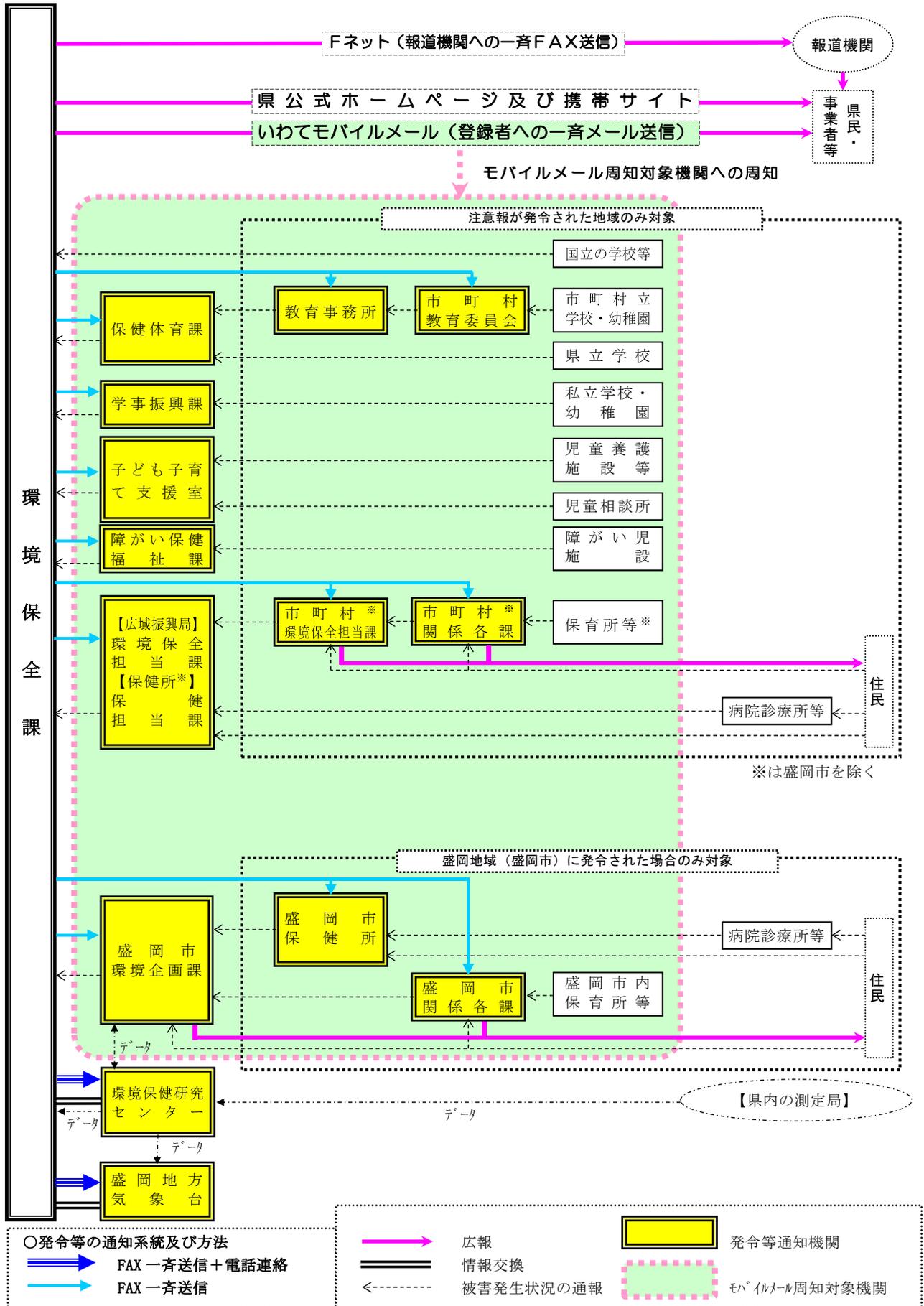


注意報発令・解除時及び被害発生時の連絡系統 【平日】



(注) 注意報発令対象となる地域を管轄する本局又は行政センターに限る。(ただし、参考のため、ファクシミリ送信は全ての本局及び行政センターへ行う。)

注意報発令・解除時及び被害発生時の連絡系統 【休日等】



注意報発令時等対策に係る関係機関の分掌事務

機関名	主な事務
政策企画部広聴広報課	1 注意報発令・解除に係る報道機関への情報提供に関する事
ふるさと振興部学事振興課	1 私立学校・幼稚園への連絡に関する事 2 私立学校・幼稚園の園児、児童、生徒等の健康被害発生の把握及び報告に関する事
環境生活部環境保全課	1 光化学オキシダント注意報発令時等対策の総合調整に関する事 2 オキシダント濃度の監視に関する事 3 高濃度情報の連絡に関する事 4 盛岡地方气象台との情報交換に関する事 5 注意報の発令・解除及び通知に関する事 6 県公式ホームページ（携帯版含む。）、いわてモバイルメールを用いた周知及び広報に関する事。 7 休日等における注意報発令・解除に係る報道機関への情報提供に関する事 8 国立の学校等への連絡に関する事 9 健康被害発生状況のとりまとめに関する事
保健福祉部保健福祉企画室	1 保健所が行う健康相談の助言・指導に関する事
保健福祉部医療政策室	1 県医師会への連絡に関する事
保健福祉部障がい保健福祉課	1 障がい児施設への連絡に関する事 2 前項施設入所者等の健康被害発生の把握及び報告に関する事
保健福祉部子ども子育て支援室	1 児童養護施設等及び児童相談所への連絡に関する事 2 前項施設入所者等の健康被害発生の把握及び報告に関する事
教育委員会事務局保健体育課	1 教育事務所及び県立学校への連絡に関する事 2 県立学校、市町村学校・幼稚園の園児、児童、生徒等の健康被害発生の把握及び報告に関する事
広域振興局保健福祉環境部、保健所 (盛岡市保健所を除く)	(環境保全担当課) 1 関係市町村への連絡に関する事(盛岡市を除く) 2 管轄区域内の健康被害発生の把握及び報告に関する事(盛岡市を除く) (保健担当課) 1 郡・市医師会への連絡に関する事(盛岡市を除く) 2 健康相談に関する事(盛岡市を除く)
環境保健研究センター	1 オキシダント濃度の測定に関する事 2 測定結果の解析に関する事 3 高濃度時における環境保全課への通報に関する事
盛岡市環境企画課、盛岡市保健所	(盛岡市環境企画課) 1 盛岡市内におけるオキシダント濃度の測定に関する事 2 盛岡市関係各課及び盛岡市保健所への連絡に関する事 3 盛岡市内における健康被害発生の把握及び報告に関する事 4 盛岡市民への広報に関する事 (盛岡市保健所) 1 盛岡市医師会への連絡に関する事 2 盛岡市内における健康相談に関する事
盛岡地方气象台	1 大気汚染気象通報に関する事 2 スモッグ気象情報通報に関する事

岩手県 光化学オキシダント注意報 発令

年 月 日

本日、〇〇時〇〇分に「光化学オキシダント注意報」を発令しました。

注意報発令の状況は、次のとおりです。

発令区域	〇〇地域
発令区域の範囲	〇〇市、〇〇町の全域
測定値	光化学オキシダント〇.〇〇ppm (※注意報発令基準0.12ppm)
測定局名	〇〇局（〇〇市）

なお、光化学オキシダント注意報を発令された地域以外においても、光化学オキシダント濃度が高いことが想定されることから、注意をお願いします。

被害報告を受け付けた際は、様式3に記入の上、報告をお願いします。

【注意報発令時の留意点】

(1) 行動上の留意点

- ア 屋外での激しい運動をやめて、なるべく屋内活動に切り替えてください。
- イ 屋内では風向きを考慮し、窓を閉めるなど外の空気が入らないようにしてください。
- ウ 不要な外出は避けるとともに、自動車の利用をなるべく控えてください。

(2) 光化学オキシダントによる被害が生じた場合

光化学オキシダントによる被害としては、「目がチカチカする」、「喉が痛む」等の症状のほか、頭痛、吐き気、息苦しい等の症状が出るといわれています。

注意報が発令されたからといって直ちに被害が発生するものではありませんが、もしこのような症状が出たら、次のように対処してください。

- ア 目を洗ったり、うがいを行い、室内で安静にしてください。
- イ 症状が速やかに改善されない場合には、医師の手当を受けてください。
- ウ 万が一、手足のしびれ、呼吸困難、失神などの症状が生じたときは、直ちに医師の手当を受けて下さい。
- エ 被害を受けた方は、もよりの保健所、市町村役場などに連絡してください。

様式2（解除）

岩手県 光化学オキシダント注意報 解除

年 月 日

先に下記のとおり発令した「光化学オキシダント注意報」は、汚染状態が回復したので**〇〇時〇〇分に解除**しました。

発令区域	〇〇地域
発令区域の 範囲	〇〇市、〇〇町の全域

光化学オキシダント被害受付報告票

作成機関名			
作成日時	年 月 日	時 分	作成者名

届出者	氏名または名称					
	連絡先（電話番号）		— —			
被害者	個人	氏名・性別・年齢			男・女	（ ）歳
		職業・電話番号	職業	TEL	— —	
	集団	集団の名称	学校、学年組、部活動名、施設名、会社名、グループ名、職業など			
		連絡先（電話番号）	— —			
		被害者の年齢及び性別	年齢又は学年	男	女	計
	※ 被害を受けた場所ごとに一葉として記入			人	人	人
				人	人	人
			人	人	人	
			人	人	人	
		才～ 才	人	人	合計 人	

1	被害を受けた日	月 日	午前 午後	時 分～	午前 午後	時 分
2	被害を受けた場所	グラウンド、体育館、教室、公園、工事現場、道路など具体的に：	所在地	市	屋外・屋内・道路上 (屋内の場合) 窓を 開・閉	町
				村		
3	被害を受けたときの活動状況	運動の内容や作業の内容などを含め、何人の人がどんな活動をしていたか具体的に：				
4	症状 (重複可)	①目がチカチカする	人(男 女)	⑥はきけがする	人(男 女)	
		②涙が出る	人(男 女)	⑦頭痛	人(男 女)	
		③せきがでる	人(男 女)	⑧手足のしびれ	人(男 女)	
		④のどが痛い	人(男 女)	⑨その他	人(男 女)	
		⑤息苦しい	人(男 女)	()		
5	処 置	①洗眼	人	④医師の手当て	人	
		②うがい	人	⑤入院	人	
		③休息・安静	人	⑥その他 ()	人	
		医師の手当または入院の場合は、右欄に医療機関名と処置・経過の状況を記入	医療機関名： 処置状況： 経過：			
備 考	被害発生施設のとした措置などの特記事項：					

※ 環境保全課から連絡表作成機関や被害発生施設等へ再度状況確認を行う場合があります。